

水先法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 強制水先の適用区域である横浜川崎区において水先人を乗り込ませなければならない船舶を、総トン数三千トン以上の船舶（危険物積載船以外の船舶であつて総トン数一万トン未満のものにあつては、神奈川県多摩運河浮島橋、川崎北防波堤、同防波堤東端から東扇島北東端まで引いた線、同島北西端から扇島北東端まで引いた線、同島西端から三百二十九度七百十メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びにこれに接続する運河水面を航行するものに限る。）及び総トン数三千トン未満の危険物積載船とすること。
（第五条関係）

第二 この政令は、平成二十七年八月一日から施行することとする。
（附則第一項関係）

第三 この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めることとする。
（附則第二項関係）